

改 正 案					
一 (略) 二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性 1 (略) 2 八二五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備					
項目	特性				
感度	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">基地局</th> <th style="width: 70%;">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> 希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一五・三デシベルとする。以下この </td> </tr> </tbody> </table>	基地局	陸上移動局	(略)	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一五・三デシベルとする。以下この
基地局	陸上移動局				
(略)	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一五・三デシベルとする。以下この				

現 行					
一 (略) 二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性 1 (略) 2 八二五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備					
項目	特性				
感度	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">基地局</th> <th style="width: 70%;">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> 希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一五・三デシベルとする。以 </td> </tr> </tbody> </table>	基地局	陸上移動局	(略)	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一五・三デシベルとする。以
基地局	陸上移動局				
(略)	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、(一)一一五・三デシベルとする。以				

(略)	(略)	(略)	欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

3 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(表略)

4 (略)

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 (略)

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局

(略)	(略)	(略)	下記の欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

3 一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(表略)

4 (略)

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 (略)

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備

前項第二号の規定を準用する。

感度

希望波（毎秒二二・二キロ
ワット）の送信速度の信
号で変調された搬送波を
いづ。以下基地局の欄に
おいて同じ。）の受信電力
が基準感度（基地局の最
大空中線電力が二四ワッ
トル（一三ワットを〇
ワトルとする。）以下の
場合にあつては（一）一
〇六・三ワトル（一三
ワットを〇ワトルと
する。）二四ワトル（一
三ワットを〇ワトル
とする。）を越え三八ワッ
トル（一三ワットを〇
ワトルとする。）以下の
場合にあつては（一）一
一〇・三ワトル（一三
ワットを〇ワトルと
する。）三八ワトル（一
三ワットを〇ワトル
とする。）を超える場合に
あつては（一）一一〇・
三ワトル（一三ワッ
トを〇ワトルとする。）
とする。以下基地局の欄
において同じ。）の場合に
おいて、ワット誤り率が
〇・一％以下

希望波（一の搬送波を受
信する陸上移動局にあつ
ては毎秒二二・二キロ
ワット、隣接する一の搬
送波を受信する陸上移動
局にあつては毎秒六キ
ロワットの送信速度の信
号で変調された搬送波を
いづ。以下陸上移動局の
欄において同じ。）の受信
電力が基準感度（一の搬
送波を受信する陸上移動
局にあつては（一）一
六・三ワトル（一三ワ
ットを〇ワトルとす
る。）隣接する一の搬送
波を受信する陸上移動局
にあつては（一）一一二・
三ワトル（一三ワッ
トを〇ワトルとする。）
とする。ただし、一の搬
送波を受信する陸上移動
局であつて、一、四二七・
九MHzを越え、五一〇・
九MHz以下の周波数の電
波を使用する場合にあつ
ては（一）一一四・三ワ
トル（一三ワットを
〇ワトルとする。）一、
七四九・九MHzを越え、

		<p> 八七九・九^{MHz}以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一・二五・三^{ワット}シベル(一^{ワット}シベルとを〇^{ワット}シベルとする。)隣接する一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、一、四二七・九^{MHz}を超え、五二〇・九^{MHz}以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一・一〇・三^{ワット}シベル(一^{ワット}シベルとを〇^{ワット}シベルとする。)一、七四九・九^{MHz}を超え、八七九・九^{MHz}以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一・一一・三^{ワット}シベル(一^{ワット}シベルとを〇^{ワット}シベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一％以下、隣接する一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇％以下 </p>
--	--	---

実効選 択度	スプリ アス・ レスポ ンス	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、変調 のない妨害波（基地局の 最大空中線電力が二四デ シベル（一三三ロットを 〇デシベルとする。）以下 の場合にあつては（一） 三〇デシベル（一三三ロ ットを〇デシベルとす る。）一四デシベル（一 三三ロットを〇デシベル とする。）を超え三八デシ ベル（一三三ロットを〇 デシベルとする。）以下の 場合にあつては（一）三 五デシベル（一三三ロッ トを〇デシベルとす る。）三八デシベル（一 三三ロットを〇デシベル とする。）を超える場合に あつては（一）四〇デシ ベル（一三三ロットを〇 デシベルとする。）とす る。）を加えた場合におい て、ロット誤り率が〇・ 一％以下</p>	<p>基準感度より三デシベル 高い希望波に対し、（一） 四四デシベル（一三三ロ ットを〇デシベルとす る。）の変調のない妨害波 を加えた場合において、 一の搬送波を受信する陸 上移動局にあつてはロッ ト誤り率が〇・一％以下、 隣接する一の搬送波を受 信する陸上移動局にあつ ては各搬送波におけるロ ット誤り率が一〇％以 下</p>
	隣接 チャネ ル選択 度	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望 波の周波数から（+）五 MHz 離れた周波数におい</p>	<p>基準感度より一四デシベ ル高い希望波に対し、希 望波の周波数から（+） 五 MHz 離れた周波数にお</p>

		<p>て、変調された妨害波基地局の最大空中線電力が二四トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）以下の場合にあつては（一）三八トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）一四トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）を超え三八トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）以下の場合にあつては（一）四二トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）三八トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）を超える場合にあつては（一）五二トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）とする。）を加えた場合において、ロック誤り率が〇・一％以下</p>
相互変調特性	<p>基準感度より六トシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それ</p>	<p>基準感度より三トシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それ</p>
	<p>で、変調された妨害波基地局の最大空中線電力が二四トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）以下の場合にあつては（一）三八トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）一四トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）を超え三八トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）以下の場合にあつては（一）四二トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）三八トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）を超える場合にあつては（一）五二トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）とする。）を加えた場合において、ロック誤り率が〇・一％以下</p>	<p>いで（一）五二トシベル（一三ロクタを〇トシベルとする。）の変調された妨害波を加えた場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはロック誤り率が〇・一％以下、隣接する一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてロック誤り率が一〇％以下</p>

	<p>それ変調のない妨害波及び変調された妨害波（基地局の最大空中線電力が二四ワットを〇テシベルとする。）以下の場合にあつては（一）三八ワットを〇テシベルとする。）二四ワット（一三ワットを〇テシベルとする。）を超え三八ワット（一三ワットを〇テシベルとする。）以下の場合にあつては（一）四四ワット（一三ワットを〇テシベルとする。）三ハテシベルを超える場合にあつては（一）四ハテシベル（一三ワットを〇テシベルとする。）とすると同時に加えた場合において、ビット誤り率が〇・一％以下</p>	<p>それ（一）四六ワット（一三ワットを〇テシベルとする。）の変調のない妨害波及び変調された妨害波を同時に加えた場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一％以下、隣接する一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波におけるブロック誤り率が一〇％以下</p>
--	--	--

- 3 一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

前項第三号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」と

- 3 一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

前項第三号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」と

あるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

4 (略)

四 (略)

五 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の三に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいづ以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性		
	基地局	陸上移動局	
感度	希望波（二相位相変調の信号で変調された搬送波をいづ。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）十七デシベル（一三三リットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、エラー率が一％以下	希望波の受信電力が基準感度（一）七五デシベル（一三三リットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、エラー率が一％以下	
実効選 択度	スプリ アス・ レスポ ンス	基準感度より三デシベル高い希望波に対し、変調のない妨害波を（一）四五デシベル（一三三リットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、エラー率が一％以下	基準感度より三デシベル高い希望波に対し、変調のない妨害波を（一）五五デシベル（一三三リットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、エラー率が一％以下
	隣接	基準感度より三デシベル高	基準感度より三デシベル高

あるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

4 (略)

四 (略)

相互変調特性	チャネル選択度
<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz及び(+)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四五デシベル(一三ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び変調された妨害波</p>	<p>い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、変調された妨害波を(一)四五デシベル(一三ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下</p>
<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz及び(+)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五五デシベル(一三ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び変調された妨害波</p>	<p>い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、変調された妨害波を(一)五五デシベル(一三ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下</p>

	を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下	を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下
--	----------------------------	----------------------------

六 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の四に規定する時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	<p>希望波の受信電力が基準感度（希望波が、符号化率が0.38であつて二相位相変調の信号で変調されている場合にあつては（一）10^{-8}ワットを0.54dB（13dB）を0.54dBとする。）符号化率が0.54であつて二相位相変調の信号で変調されている場合にあつては（一）10^{-7}ワットを0.54dB（13dB）を0.54dBとする。）符号化率が0.44であつて四相位相変調の信号で変調されている場合にあつては（一）$10^{-5.3}$ワットを0.69dB（13dB）を0.69dBとする。）符号化率が</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（希望波が、符号化率が0.38であつて二相位相変調の信号で変調されている場合にあつては（一）10^{-8}ワットを0.54dB（13dB）を0.54dBとする。）符号化率が0.54であつて二相位相変調の信号で変調されている場合にあつては（一）$10^{-5.7}$ワットを0.54dB（13dB）を0.54dBとする。）符号化率が0.44であつて四相位相変調の信号で変調されている場合にあつては（一）$10^{-4.2}$ワットを0.54dB（13dB）を0.54dBとする。）符号化率が</p>

であつて四相位相変調の信
 号で変調されている場合に
 あつては(一)一・二・四
 トシベル(一三三ロツトを
 〇トシベルとする。)符号
 化率が〇・五九であつて八
 相位相変調の信号で変調さ
 れている場合にあつては
 (一)一・二トシベル
 (一三三ロツトを〇トシベ
 ルとする。)符号化率が
 〇・七二であつて八相位相
 変調の信号で変調されてい
 る場合にあつては(一)九
 七・九トシベル(一三三ロツ
 トを〇トシベルとする。)一
 二値直交振幅変調の信号
 で変調されている場合に
 あつては(一)九五・九トシ
 ベル(一三三ロツトを〇ト
 シベルとする。)一六値直
 交振幅変調の信号で変調さ
 れている場合にあつては
 (一)九四・六トシベル(一
 三三ロツトを〇トシベルと
 する。)二四値直交振幅変
 調の信号で変調されている
 場合にあつては(一)九二・
 六トシベル(一三三ロツト
 を〇トシベルとする。)三

〇・六九であつて四相位相
 変調の信号で変調されてい
 る場合にあつては(一)一
 一・三トシベル(一三三ロ
 ツトを〇トシベルとす
 る。)符号化率が〇・五九
 であつて八相位相変調の信
 号で変調されている場合に
 あつては(一)一・一
 トシベル(一三三ロツトを
 〇トシベルとする。)符号
 化率が〇・七二であつて八
 相位相変調の信号で変調さ
 れている場合にあつては
 (一)九六・九トシベル(一
 三三ロツトを〇トシベルと
 する。)一二値直交振幅変
 調の信号で変調されている
 場合にあつては(一)九四・
 八トシベル(一三三ロツト
 を〇トシベルとする。)一
 六値直交振幅変調の信号で
 変調されている場合にあつ
 ては(一)九三・五トシベ
 ル(一三三ロツトを〇トシ
 ベルとする。)二四値直交
 振幅変調の信号で変調され
 ている場合にあつては(一)
 九一・六トシベル(一三三ロ
 ツトを〇トシベルとす

実効選 択度	プロシ キング 特性	規定しない。	基準感度より三ツシベル高 い希望波に対し、一〇〇kHz 以上二一・七五kHz以下の周 波数帯（希望波の送信周波 数帯域及び当該送信周波数 の端から一五kHz未満の周 波数帯を除く）において、 （一）三ツシベル（一三三ロ ットを〇ツシベルとす る。）の変調のない妨害波を 加えた場合において、フ リーΔ誤り率が一％以下
		二値直交振幅変調の信号で 変調されている場合にあつ ては（一）九・六ツシベ ル（一三三ロットを〇ツシ ベルとする。）六四値直交 振幅変調の信号で変調され ている場合にあつては（一） 八六ツシベル（一三三ロッ トを〇ツシベルとする。）と する。以下基地局の欄にお いて同じ。）の場合におい て、フリーΔ誤り率が一％ 以下	る。）三三値直交振幅変調 の信号で変調されている場 合にあつては（一）八九・ 二ツシベル（一三三ロット を〇ツシベルとする。）六 四値直交振幅変調の信号で変 調されている場合にあつて は（一）八六・二ツシベル （一三三ロットを〇ツシベ ルとする。）とする。以下陸 上移動局の欄において同 じ。）の場合において、フ リーΔ誤り率が一％以下
スプリ アス・ レスポ ンス		基準感度より三ツシベル高 い希望波に対し、希望波の 送信周波数帯域及び当該送 信周波数帯域の端から一五	基準感度より三ツシベル高 い希望波に対し、（一）四 ツシベル（一三三ロットを 〇ツシベルとする。）の変調

隣接チャンネル選択度	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)六三五kHz及び(+)一、二五〇kHz(複号同順とする。以下この表において同じ。)離れた周波数において、希望波よりそれぞれ三デシベル及び四六デシベル高い変調された妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)六三五kHz及び(+)一、二五〇kHz離れた周波数において、希望波が二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調又は一二値直交振幅変調の信号で変調されている場合にあつては希望波よりそれぞれ三〇デシベル及び四七デシベル、希望波が一六値直交振幅変調又は二四値直交振幅変調の信号で変調されている場合にあつては希望波よりそれぞれ二七デシベル及び四七デシベル、希望波が三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調の信号で変調されている場合にあつては希望波よりそれぞれ</p>
	<p>MHz未満の周波数帯において、希望波より四六デシベル以上、送信周波数帯の端から一五MHz以上離れた周波数帯において、希望波より五六デシベル以上高い変調のない妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下</p>	<p>のない妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下</p>

			二一デシベル及び四一デシベル高い変調された妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が一％以下
--	--	--	---

七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一三ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上	希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九・三デシベル（一三ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九・七デシベル（一三ミリワットを〇デシベルとす

る。) チヤネル間隔が五
MHz の陸上移動局であつて
一、七四九・九 MHz を超え
一、八七九・九 MHz 以下の
周波数の電波を使用する
ものにあつては(一)九
八・三デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルとす
る。) チヤネル間隔が一〇
MHz の陸上移動局であつて
八一五 MHz を超え八九五
MHz 以下又は一、九二〇 MHz
を超え二、一七〇 MHz 以下
の周波数の電波を使用す
るものにあつては(一)九
六・三デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルとす
る。) チヤネル間隔が一〇
MHz の陸上移動局であつて
一、四二七・九 MHz を超え
一、五一〇・九 MHz 以下の
周波数の電波を使用する
ものにあつては(一)九
四・三デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルとす
る。) チヤネル間隔が一〇
MHz の陸上移動局であつて
一、七四九・九 MHz を超え
一、八七九・九 MHz 以下の
周波数の電波を使用する

		<p>ものにあつては(一)九 五・三デシベル(一三リ ットを〇デシベルとす る。)チャンネル間隔が一五 MHzの陸上移動局であつて 八一五MHzを超え八九五 MHz以下又は一、九二〇MHz を超え一、一七〇MHz以下 の周波数の電波を使用す るものにあつては(一)九 四・五デシベル(一三リ ットを〇デシベルとす る。)チャンネル間隔が一五 MHzの陸上移動局であつて 一、四二七・九MHzを超え 一、五二〇・九MHz以下の 周波数の電波を使用する</p>
		<p>ものにあつては(一)九 二・五デシベル(一三リ ットを〇デシベルとす る。)チャンネル間隔が一五 MHzの陸上移動局であつて 一、七四九・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を使用する</p>
		<p>ものにあつては(一)九 三・五デシベル(一三リ ットを〇デシベルとす る。)チャンネル間隔が一〇 MHzの陸上移動局であつて</p>

実効選 択度	プロシ キング 特性	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャネ ル間隔が五MHzのものにあ つては希望波の周波数が</p>	<p>一、四二七・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を使用する ものにあつては(一)九 一・三デシベル(一ミリ ワットを〇デシベルとす る。)チャネル間隔が二〇 MHzの陸上移動局であつて 一、七四九・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を使用する ものにあつては(一)九 二・三デシベル(一ミリ ワットを〇デシベルとす る。)チャネル間隔が二〇 MHzの陸上移動局であつて 一、九二〇MHzを超え二、 一七〇MHz以下の周波数の 電波を使用するものにあ つては(一)九三・三デシ ベル(一ミリワットを〇デ シベルとする。)とする。 以下陸上移動局の欄にお いて同じ。)の場合におい てスループットがその最 大値の九五%以上</p>

ら(+)10MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)11.5MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が15MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)15MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)17.5MHz離れた周波数において、帯域幅が5MHzの歪調された妨害波を(-)43dB(1ミリワットを0dBとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の95%以上

ものにあつては基準感度より75dBシベル、チャンネル間隔が20MHzのものにあつては基準感度より95dBシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)10MHz及び(+)15MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)11.5MHz及び(+)17.5MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が15MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)15MHz及び(+)20MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)17.5MHz及び(+)22.5MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、それぞれ(-)56dB(1ミリワットを0dBシ

		<p>ベルとする。)及び(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上</p>
隣接チャネル選択度	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合に</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五</p>

相互変調特性	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz及び(+)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一五MHz及び(+)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz及び(+)二五MHz(複号同順とする。)</p>
	<p>において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

2) 時分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電	希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が5MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が

<p>隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（+）一七・五MHz及び（+）二八・二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（-）五二デシベル（-三三リットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（+）一五MHz及び（+）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（+）一七・五MHz及び（+）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（-）四六デシベル（-三三リットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
---	---

	<p>力が基準感度（任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
--	---	--

	実効選 択度
隣接チャ ネル選択 度	スブリア ス・レス ポンス
<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャ ネル間隔が五MHzのもの にあつては希望波の周波 数から(+)五MHz離れた 周波数において、チャネ ル間隔が一〇MHzのもの にあつては希望波の周波 数から(+)七・五MHz離 れた周波数において、 チャンネル間隔が一五MHz のものにあつては希望波 の周波数から(+)一〇 MHz離れた周波数におい て、帯域幅が五MHzの変調 された妨害波を(一)五 デシベル(一ミリワット</p>	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、(一) 一五デシベル(一ミリワ ットを〇デシベルとす る。)の変調のない妨害波 を加えた場合において、 スルーゲットがその最大 値の九五%以上</p>
<p>基準感度より一四デシベ ル高い希望波に対し、 チャンネル間隔が五MHzの ものにあつては希望波の 周波数から(+)五MHz離 れた周波数において、 チャンネル間隔が一〇MHz のものにあつては希望波 の周波数から(+)七・ 五MHz離れた周波数にお いて、チャンネル間隔が一 五MHzのものにあつては 希望波の周波数から(+) 一〇MHz離れた周波数に おいて、チャンネル間隔が 五MHz又は一〇MHzのもの にあつては基準感度より</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又 は一〇MHzのものにあつ ては基準感度より六デシ ベル、チャンネル間隔が一 五MHzのものにあつては 基準感度より七デシベル 高い希望波に対し、(一) 四四デシベル(一ミリワ ットを〇デシベルとす る。)の変調のない妨害波 を加えた場合において、 スルーゲットがその最大 値の九五%以上</p>

	相互変調特性	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一MHz及び(+)二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz及び(+)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一五MHz及び(+)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>四五・五デシベル、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては基準感度より七デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一MHz及び(+)二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz及び(+)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から</p>
--	--------	--	--

		トを〇デシベルとする。)の 変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	(+)一五MHz及び(+)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一三三dB)を〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
--	--	--	--

八 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の六に規定する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇四・一二デシベル(一三三dB)を〇デシベルとする。)とする。以下基地局	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては(一)九五デシベル(一三三dB)を〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては(一)九二デシベル(一三三dB)を〇デシベルとする。)

<p>実効 度選択</p>	<p>フロッキン グ特性</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)七・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル(一三三ロットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)一五MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一二・五MHz及び(+)一七・五MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一七・五MHz及び(+)三二・五MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、任意の四・六一MHzの</p>
		<p>の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局(八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)にあつては(一)八九デシベル(一三三ロットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

		<p>帯域幅における平均電力がそれぞれ(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、それぞれフレイム誤り率が一%以下</p>
隣接チャネル選択度	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)二・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スリーブットがその最大値の九五%以上</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)二二・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スリーブットがその最</p>

<p>相互変調特性</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz及び(+)一七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz及び(+)一七・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz及び(+)一七・九五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一三リットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一三リットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波</p>	<p>大値の九五%以上</p> <p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz及び(+)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一七・五MHz及び(+)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一三リットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四六デシベル(一三リットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下</p>
---------------	---	---

	を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下	
--	----------------------------	--

21 時分割複信方式を用いるものであってバースト長が五ミリ秒の受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（四値位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が5MHzの基地局にあつては（一）九一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャネル間隔が10MHzの基地局にあつては（一）八八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、ビット誤り率が0.0001%以下	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が5MHzの陸上移動局にあつては（一）九一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャネル間隔が10MHzの陸上移動局にあつては（一）八八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、ビット誤り率が0.0001%以下
実効隣接チャネル	基準感度より三デシベル	基準感度より三デシベル

相互変調特性	選択度
<p>標準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)五MHz及び(+)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四五デシベル(一三)リロットを〇デシベル</p>	<p>選択度</p>
<p>標準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波より一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が〇・〇〇〇一%以下</p>	<p>高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、希望波より一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が〇・〇〇〇一%以下</p>
<p>標準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波より一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が〇・〇〇〇一%以下</p>	<p>高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、希望波より一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が〇・〇〇〇一%以下</p>

	とする。)の変調のない妨害波及び変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が〇・〇〇〇一％以下	とする。)の変調のない妨害波及び変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が〇・〇〇〇一％以下
--	---	---

3) 時分割複信方式を用いるものであってバースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値の受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波をいづ。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(チャネル間隔が一・二五MHzの基地局にあつては任意の一・二二八八MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一・二五MHzの基地局にあつては任意の一・四五七六MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇デシベル(一ミリワットを	希望波の受信電力が基準感度(チャネル間隔が一・二五MHzの陸上移動局にあつては任意の一・二二八八MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一・五MHzの陸上移動局にあつては任意の一・四五七六MHzの帯域幅における平均電力が(一)九八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任

<p>実効 選択 度</p>	<p>隣接チャンネル 選択度</p>	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャ ネル間隔が一・二五MHzの ものにあつては希望波の 周波数から(+)一・二 五MHz離れた周波数にお いて、チャンネル間隔が 二・五MHzのものにあつて は希望波の周波数から (+)二・五MHz離れた周 波数において、チャンネル 間隔が五MHzのものにあ つては希望波の周波数が</p>	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャ ネル間隔が一・二五MHzの ものにあつては希望波の 周波数から(+)一・二 五MHz離れた周波数にお いて、チャンネル間隔が 二・五MHzのものにあつて は希望波の周波数から (+)二・五MHz離れた周 波数において、チャンネル 間隔が五MHzのものにあ つては希望波の周波数が</p>
		<p>〇デシベルとする。)。 チャンネル間隔が五MHzの 基地局にあつては任意の 四・六一MHzの帯域幅にお ける平均電力が(一)一 〇〇デシベル(一三三ロ ットを〇デシベルとす る。)チャンネル間隔が一 〇MHzの基地局にあつて は任意の九・二二MHzの帯 域幅における平均電力が (一)一〇〇デシベル(一 三三ロットを〇デシベル とする。)とする。以下基 地局の欄において同じ。)。 の場合において、フラー ム誤り率が一%以下</p>	<p>意の四・六一MHzの帯域幅 における平均電力が(一) 九五デシベル(一三三ロ ットを〇デシベルとす る。)チャンネル間隔が一 〇MHzの陸上移動局にあ つては任意の九・二二MHz の帯域幅における平均電 力が(一)九二デシベル (一三三ロットを〇デシ ベルとする。)とする。以 下陸上移動局の欄におい て同じ。)の場合におい て、フラーム誤り率が 一%以下</p>

		<p>ら(+)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、(一)五二デシベル(一三三ロットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、フートム誤り率が一%以下</p>	<p>ら(+)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、(一)五二デシベル(一三三ロットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、フートム誤り率が一%以下</p>
	<p>スプリアス・レスポンス</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、(一)四三デシベル(一三三ロットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、フートム誤り率が一%以下</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、(一)四三デシベル(一三三ロットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、フートム誤り率が一%以下</p>
	<p>相互変調特性</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が一・二五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一・二五MHz及び(+)二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二・五MHzのものにあつては希望波の周</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が一・二五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一・二五MHz及び(+)二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二・五MHzのものにあつては希望波の周</p>

波数から(+)二・五MHz及び(+)五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が五MHzのものにあつては(+)五MHz及び(+)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下

波数から(+)二・五MHz及び(+)五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)五MHz及び(+)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下

九十八 (略)

十九 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え一、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続

九十九 (略)

十五 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え一、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及びPHSの基地

方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及びPHSの基地局を除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(略)

二二~二二三 (略)

局を除く。)の審査に適用する受信設備の特性
(略)

二六~二九 (略)